

履修に関する注意点

看護学科【令和4年度第2～4学年】

◆ 保健師養成コースについて

保健師国家試験受験資格についてはコース制となっています。

コースへの登録については、下記の手続き等が必要となりますので、十分注意の上、時期や提出物等の間違いがないようにしてください。※令和4年度第1学年から保健師養成コースの募集を停止します。

○コース定員 原則として15名上限

- 履修要件
- 1) 保健師養成コースで学ぶ意思が明確であること
 - 2) 第3学年前期までの既修得科目の成績の平均が「良」以上であること
 - 3) 第3学年前期までの学科必修科目および保健師養成コース必修科目の単位をすべて修得していること。※令和4年度第2・3学年のみ適用

○手続きの流れ

学 年	時 期	内 容
3年次	9月	保健師養成コース説明会、志願書の配付
	9～11月	相談期間
	11月末	志願書の提出
	12月中旬	面接の実施
	1～2月	決定・発表
	3月	ガイダンス
4年次	4月	コース学生を対象とした科目の開講

(注1) 選択方法については教務ガイダンスで説明する。

(注2) 保健師養成コースを希望する学生は、以下の科目を該当学年において履修することが必要である。

情報処理演習	(1年前期)	* 学科必修科目
統計学	(1年前期)	
家族関係論	(1年後期)	
疫学	(2年後期)	
保健統計	(3年前期)	
保健医療福祉行政論Ⅰ	(2年後期)	
公衆衛生看護学概論	(2年前期)	
公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	(2年後期)	
公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	(3年前期)	* 学科選択科目
公衆衛生看護活動展開論Ⅲ	(3年前期)	

☆4年次に、看護学科専門教育科目の履修単位に加えて保健師教育課程科目13単位の履修が必要である。詳細は、「看護福祉学部看護学科のコース制の履修方法等に関する細則」を参照すること。

◆ 教育職員免許状（養護教諭2種）の取得について

保健師免許を基礎に養護教諭2種免許状を取得する場合、保健師免許のほか、「学力に関する証明書」により、以下の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」に対応する本学の科目を履修し単位を修得していることを証明する必要があります。

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目		本学の科目（授業題目）		備考
日本国憲法	2単位	法学（日本国憲法）	2単位	
体育	2単位	健康・運動科学（運動科学論）	2単位	2科目のうち1科目 以上かつ2単位以上 選択必修
		健康・運動科学演習（運動科学演習）	1単位	
外国語コミュニケーション	2単位	英語Ⅰ（英語コミュニケーションA）	1単位	学科必修
		英語Ⅱ（英語B）	1単位	
情報機器の操作	2単位	情報処理演習（情報処理演習）	1単位	学科必修
		情報科学（情報科学）	2単位	

☆上記「本学の科目」の必要単位を修得し、かつ保健師免許を取得した上で、各都道府県教育委員会に申請を行うことによって、養護教諭2種免許状を取得することができます。

福祉マネジメント学科

◆ 初級障がい者スポーツ指導員資格取得について

初級障がい者スポーツ指導員とは、地域で活動する指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者です。以下の基準カリキュラムに対応する認定科目の単位をすべて修得し、卒業までの間に必要な手続きを行うことで資格取得申請ができます。資格認定は、公益財団法人日本パラスポーツ協会が行っています。

対応する基準カリキュラム	本学における認定科目名	開講年次
スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質	地域ボランティア論	1年前期
障がい者スポーツに関する諸施策	障害者福祉論	2年後期
全国障害者スポーツ大会の概要		
スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質	アダプテッド・スポーツ演習	2年前期
障がい者スポーツの意義と理念		
コミュニケーションスキルの基礎		
障がいのある人との交流		
障がい者スポーツ推進の取り組み		
安全管理		
各障がいの理解		
各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫		
全国障害者スポーツ大会の概要		
各障がいの理解		

◆ スクールソーシャルワーク教育課程について

スクールソーシャルワーク教育課程への登録については、以下の手続き等が必要となりますので、十分注意の上、時期や提出物等の間違いがないようにしてください。

○教育課程の概要

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が行う「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」により、当該教育課程を修了しかつ社会福祉士の資格を有する者を「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証を交付するものです。

○教育課程定員 各学年10名上限

○履修要件

- 1) スクールソーシャルワーク教育課程を履修する意思が明確であること
- 2) 社会福祉士国家資格取得のための指定科目を履修すること
- 3) 「ケア・マネジメントコース」、「メンタルヘルス・マネジメントコース」、教職課程の「特別支援学校教諭」と併せて履修することはできない
- 4) 希望者は、選考時までに「教育関連科目」「追加科目」を履修しておくこと

教育関連科目	教育社会学 (1年後期 教職課程科目)	} 1科目以上履修
	生徒指導・進路指導論 (2年後期 教職課程科目)	
	教育相談の理論と方法 (2年後期 教職課程科目)	
追加科目	精神保健学Ⅰ (2年前期 学科専門教育科目)	

○手続きの流れ

学 年	時 期	内 容
1年次	9月	教務ガイダンスにて教育課程の説明および履修科目の確認
2年次	4月	教務ガイダンスにて教育課程の説明および履修科目の確認
	9月	教務ガイダンスにて教育課程の説明および履修科目の確認 履修ガイダンスにて、希望調書を配付 教育課程の履修希望調査書を提出（看護福祉学課）
	10月	履修希望者との個別面談および選考
	11月	履修希望者へ可否の通知

(注1) 第3・4学年において、スクールソーシャルワーク教育専門科目7単位の履修が必要である。詳細は、「看護福祉学部福祉マネジメント学科のコース制の履修方法等に関する細則」を参照すること。